

市民文教委員会会議録

平成24年6月26日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:58

【 案 件 】

1. 議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)

【 報告事項 】

1. 飯塚市文化会館(コスモスコモン)玄関ポーチ天井剥落について (生涯学習課)
2. 第31回飯塚新人音楽コンクールについて (生涯学習課)
3. 平成25年度全国高等学校総合体育大会
飯塚市実行委員会の開催について (生涯学習課)
4. 工事請負契約について (契約課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

教育総務課長

「議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)」についてご説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、教育用情報機器を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

現在、市内の全学校のパソコン教室に設置しておりますパソコンやプリンター等の教育用情報機器を活用し、児童、生徒の情報教育に供しているところでございますが、今回そのパソコンやプリンター等について頼田小学校ほか10校の教育用情報機器を更新整備するものでございます。

内容といたしましては、取得する財産は教育用情報機器及びそれにかかわる教育用のソフトウェアで、取得価格は7607万2500円、契約の相手は「株式会社麻生情報システム飯塚事業所」となっております。なお今回整備を行った学校、取得するパソコンやプリンターの台数等の内容の詳細につきましては、議案書の18ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

松本委員

ちょっとお尋ねします。本会議場で質疑が出ていました。もう少し詳しく説明願えますか。

教育総務課長

今回の財産取得の内容につきましては、市内小学校34校のうち11校について、教育用情報機器及び教育用ソフトウェアを更新するものでございます。各学校のパソコン教室用のパソコン441台、プリンター、プロジェクター、基本ソフト及び教育用ソフトを更新するものでございます。

松本委員

いやいや、その辺は理解をするんですが、質疑があっただけでしたね。私も機械のことはよ

くわかりません。それで、もう少し具体的な説明をしていただきたいということをお願いしております。

教育総務課長

申し訳ございませんでした。今回パソコンとソフトウェアを分離して入札したところですが、教育用ソフトウェアについては、ソフト自体が非常に特殊なソフトであり、取り扱い事業者が非常に少ないということで、それが理由に挙げられるところがございます。そして内容につきましては、今回一括議案としてあげさせていただいておりますが、情報機器を2つに分けて、これは先ほど申しました11校、それを6校と5校に分けて、そして教育用ソフトウェアを一式ということで、3つに分けた入札を実施させていただいております。

松本委員

質疑の中でソフトとハードが別になっていると、分離をされたということなんですが、今回分離されているんですね、今までは一緒だったんでしょう。違うんですね。

教育総務課長

昨年につきましては、情報機器等が100台程度ということで、情報機器とソフトウェアを一式で入札を実施しております。

松本委員

普通はソフトとハードの部分は大体一緒というのが多いんじゃないかなと思うんですが、今回別々にされた理由、これは何なんですか。

教育総務課長

入札の方法については、いろいろなやり方があるかと思いますが、今回につきましては、分離しても問題、支障がほとんどないという解釈のもと、できる限り地元事業者の入札参加を促したいということで分離入札を実施しております。

松本委員

私どもも地元業者に仕事を広げてほしいというのは、土木でも建築のほうでも、ずっとお願いをしてきた経緯がございます。今回地元業者に広げるということで、ソフトとハードを離されることに支障はないと言われるんですが、普通では考えづらいのではないかなという気がするんです。役所なんかはどうなっていますか。

岡部委員

ちょっと関連で、基本的にわからないのは機器一式及び教育用ソフトウェア一式というふうな形で書いてあります、7600万円。それで麻生情報システムというところがとったと、そこまではわかるんです。ただ、この前の本会議の質疑のときにハードとソフトと分けてということは、麻生情報システムがハードもソフトもとったけれど、とった場所が違うとかいう意味でこう書いてあるわけですか。要するにハード機器はどこか別のところが取得したわけですか。その理屈がわからない。

教育総務課長

今回は関連の内容ということで、議案としては1本にあげさせていただいておりますが、内訳としましては指名競争入札を3つ実施しております。ひとつが先ほどちょっとお話がありました教育用の情報ソフトウェア、ソフトの部分でございます。そしてハードの部分がパソコンとプリンター、パソコンが全体で441台、それを2つに分けて大体200台ちょっとずつでございますが、その3つの入札をそれぞれ実施しております。そして結果として、麻生情報が3つの落札者になった次第でございます。

岡部委員

要するに、とったところはハードもソフトもとっているわけね。だからそこら辺のところちょっと誤解を招くわけよ。この前の質疑のときにはハードとソフトと分離していると、だから、もしクレームがついたときには大体どちらが面倒をみるのかというような質疑だったと思

うんですよ。だから私も当然、ソフトをとった業者とハードをとった業者が違うという前提のもとに、そういう分け方をなぜしなくてはいけないのか、多分いま松本委員さんのご質問もそういうふうなところにあったと思うんですよ。どうせ同じところに発注して同じところがとるんだったら、同じものでよかろうもんという気がするんですけどね。そこのところは何か納得がいかなのだけれど、もう少し丁寧に教えてください。

契約課長

いま言われますように、今回ハードのパソコンの部分を2本、それからソフトの部分を1本、合計3本に分けさせていただいた理由は、基本的に物品の調達につきましては市内業者さんに発注をさせていただいております。物品につきましては物品の種類、それから物品の金額、それから数量、入札に参加できる業者さんの数等々を考えまして、できるだけ多くの業者さんに参加していただくようにということから、今回は分離分割の発注をさせていただきました。パソコンを2案件、ソフトにつきましては1案件、これで入札に参加していただいております。その結果、通常でしたら業者さんは15者いらっしゃいますが、今回一括で発注すれば4者の業者さんしか参加できませんが、9者の業者さんが参加されることになり、競争性が保たれたうえで入札が執行されたと考えております。

岡部委員

要するに、少ない機会に多くのチャンスを与えてやろうということで、参加できる業者の数をふやしたという理屈はわかるんです。理屈はわかるけど、結果的には同じ業者が3つともとったということになるから、それだと業者の数をふやした意味がないんじゃないかと、その3つに分けて3者がとったということで、15者が応札されたということだったら、それはそれなりに私も理解できるんだけど、そこのところをあえて分けるという意味合いが、全国的にもこのことをやっているんですか。

契約課長

全国的に見まして北海道、それから京都府の大きな県、道でやっていることは確認しておりますけれども、県内ではございません。

岡部委員

意見ですけどね、あなた方が数多くの人にチャンスを与えて、そういうふうなことがやれるということは、これはこれで良とします。ただ問題は、全国的にと言ったときに、その2つ挙げられた名前は全国的には違うことをしているわけですよ。だからそういう状況の中でやるということは、私は1つ心配があるのは責任の所在というのが、できればこういうソフトウェアとかハード機器とかいったものは、一貫した形の中で責任をきちっととっていただくと。そういうことについては先ほどの答の弁中では、そういうトラブルはないというふうな答弁もあっておりましたけれど、当然これは機械ですし、ソフト自体もトラブルがあっている。ささいなことでは空港でのトラブルでは飛行機が飛ばないとかいうこともあっていますし、この前は証券取引所の中でソフトがちょっと狂ったら、終始機能が停止するとかいうふうな問題があったので、そういう大げさな問題ではないかもわからないけれど、やはり学校全体のことと考えますと、ちょっと私は言葉の表現がうまくないんですけど、少ないトラブルでもあがったときにきちっと対応できる業者さん、ソフトであろうとハードであろうとそういうふうなところにやっぱり発注をしていくようにしないと、こういったものをソフトとハード2つに分けて、3つに分けましたと、1つだったら何者しか応札できないものを3つに分けたから十何者が応札できますと。しかし結果的にはとったのは1者ですという話になったら、分けた意味合いがどこにあるのかなというふうには私は疑問を持っておりますので、今後はそういうふうなことを思われないような発注の仕方を考えていただきたいと思います。

鯉川委員

今の関連なんですよけれども、今のやりとりを聞いていて、話の中で結局3つの入札があった

と、要するに3回入札があったわけですか。

契約課長

パソコンにつきましては、9者の業者さんで2案件・・・

鯉川委員

ちょっといいですか。業者数じゃなしに入札の回数として、結局パソコン関係で2つとソフト関係で1つということで3つあるわけでしょう。3つの応札があるわけですか、札入れが。

契約課長

そのとおりです。

鯉川委員

そうであるならば、例えば建築とか土木の場合だったら、落除きといって多くの業者に行き渡るように1者の業者がとったらその業者を入れないで、別の業者が応札して、その業者は指名に参加できないような形で、入札できないような形になるんですけど、この金額でいったら大体7600万円ぐらいですよ。どうしても何かこれは1者に集中するような形でとらせてあるのかなと思うような感じがするんですけども、そこら辺の落除きというのはいないんですか。

契約課長

物品、役務につきましては、落除きという制度を設けておりません。

松本委員

多くの業者さんということとは理解します。これは分けられたので金額的に変わってないんですか。高くなったのか、安くなったのか、いかがなんでしょう。

契約課長

1台の単価で申しますと、分割することによって、昨年の金額とほぼ変わっておりません。

松本委員

パソコンの値段というのとは下がってますよね。普通に考えて、1者からドンととるのは値引きの対象が多分多いんだろうと思うんですよ。でも分けることで値引き、安くならないというふうに、普通の考えではですよ、普通の買い物では1者でやるのと分割してやるのとは違うんだろうと思うんですが、その点はどうですか。変わらないというような試算ではないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

契約課長

単価の問題は、いま委員が言われますように、高くなるということもあるかもしれませんが、やはり地元の業者さんに多くの機会を回るといった形から分割発注させていただいたものです。

松本委員

それは理解するんですよ。しかしその金額がね、市にとって大きい金額で高くなれば、それではいかんのではないですか。そしてソフトとハードの部分をそんなに分ける必要性がない。ほとんどが分けてないような発注の仕方をしてあるということについては、飯塚市としても考えなくてはいかんのではないかと思うんですが、ただ広く業者さんと言われるのと、それとの整合性というのは、どんなふうに考えてありますか。

契約課長

いま言われましたように、今後については単価、業者さんの機会、そういうことを総合的に考えさせていただいて、発注方法については原課と相談しながら検討していきたいと思っております。

松本委員

ぜひお願いします。それともう1つ、私は機械がわからないんですが、学校の教育の機械なんです、スマートフォンとか今ありますよね。そういったものこのパソコン、パソコンというのも進化していると思うんですが、最初はもちろんパソコンの部屋をつくって、そこに生

徒さんたちが行って、パソコンを使ってということなんでしょうが、今はもう本当に教室とかで手軽にできるそういった情報機器、それとの比較はされているんでしょうか、どうなんでしょうか。

教育総務課長

いま委員がおっしゃいましたスマートフォンとかタブレットとか、いろいろな機種、情報機器の端末というのはございます。いろいろな研究等につきましては実施しております。一般的にいま言われましたスマートフォン、タブレット型等につきましてはメリット、デメリットですね、そういう良いところ悪いところございますが、例えばメリットにつきましては使いたいときにすぐ起動ができて使用できる、小さくて持ち運びがしやすい、携帯できる、バッテリーの寿命が長い、複数の人が回覧とかプレゼン等で使用するとき非常に回覧等がしやすい。デメリットとしてはキーボードがない、ドキュメント編集等が難しい、USBボードがないから外部保存をするためには通信機能が必要であるとか、メリット、デメリットでございます。個人が使用する場合はそういう使用用途により活用の幅が広がるというふうには考えております。ただ学校における情報機器として導入するには、いろいろ検討すべき課題もございまして、現在、全国的に見ればいくつかの自治体で導入されている事例もございまして、先ほど申しましたメリットが学校現場においては必ずしもメリットにならないということもございまして、その保管の方法とか通信機能を使用するため情報管理、セキュリティ上の問題とか、課題もいくつか指摘されているところでございます。教育現場における情報の活用方法につきましては、こういうものを導入するといろいろな影響が出ますので、現段階では導入等は時期相応ではないかと考えております。国においては昨年ぐらいから総務省、文科省等で実証研究も行われておりますので、今後そういうものに注目してまいりたいというふうには考えております。

松本委員

それが早いのか、遅いのかというのも、ちょっと私にはわかりませんが、そういった手軽に子どもたちに提供できるというメリットもあるのかなと思いますので、ぜひ考えていただきたい。それと、この学校のパソコンというのは何年ごとに、期間は大体どれくらいで、どうされているんですか。

教育総務課長

学校の情報機器につきましては、おおむね6年を目途に配置計画と言いますか、更新を行うような形で年次計画を立てて更新しているところでございます。

松本委員

そうしますと、6年ごとに新しくなっていくと。これについては学校で使われる学校現場の声、こういったものは6年ごとにはするんだよということなんでしょうか。やっぱり学校からあげられてきた意見とかですね、そういったことは替えるまでにはどういったあれがあるのか、お知らせください。

教育総務課長

教育現場、学校との関連でございますが、各学校の情報機器の担当教諭等からなりますIT委員会というのを組織しております。その中でハード、内容等につきましては、毎年協議をする中でいろいろなご意見を聞いているところでございます。

松本委員

そうしますと、6年ごとに更新をされるんですが、それは当然学校側の意見、現場の声というのが生かされているというふうな判断でよろしいんですかね。

教育総務課長

学校現場も含めて関係機関と協議をしながら、よりよい内容にしていきたいというふうには考えております。

松本委員

今回の分離ということについても、学校側とのお話し、現場の声というのはあったんでしょうか。

教育総務課長

今回の分離については、特段ご意見というのはいりませんでした。

松本委員

意見がなかったのではなくて、皆さん方が意見の提供をしなかったということなんですか、どうですか。

教育総務課長

本年度もIT委員会は実施しておりますが、その内容につきましては、議題としてはあがっていないのが現状でございます。

松本委員

そうしますとね、先ほどこれから十二分に考えていくというふうなお答えだったかと思うんですが、やっぱり現場の声なり、そういった委員会等々にはお知らせをして、段取りを踏んで、手段を踏んで、やっていただきたいことを強くお願いしておきます。

古本委員

先ほどの話に戻りますが、発注の方法ですけど、今までの一括を3つに分けて、機会均等を広げるという方法でやられたというふうにお聞きしたんですが、結果としてそれをする意味をなしていないと言うか、結局3つにしたんだけど1者がとったと、その辺のところをもう少し詳しく教えていただけませんか。例えば、指名したのは何者で、入札に臨んだのは何者、結果どういうふう花落札された。その辺のところを教えてください。

契約課長

対象となる業者さんは15者でございますが、パソコンの数量、それから納期の関係等もございまして、実際パソコンに参加された業者さんは9者でございます。あとソフトの部分を別に発注しておりますが、これに対応できる業者さんは4者でございます。

古本委員

3つというのは、ソフトが1つとパソコンが2つと。そのパソコンというのは取り付けも含んだ、機械の接続も含んで2つに分けたということですか。それとこの入札は同じ日にやられたんですか。

契約課長

ソフト、ハードとも同日に行っております。

古本委員

先ほど鯉川委員さんの質問の中で、落除きはしてないと言われたんですが、これは物品なんですか、役務なんですか。その辺の確認もお願いします。

契約課長

これは物品の調達でございますので、役務ではございません。物を納めるものでございます。

古本委員

機会均等を少しでも広げようということで3つに広げられたというあなたたちの気持ちはよくわかるんですけど、結果的にですよ、1者が受注したということ、あなたたちはどう思います。

契約課長

案件をふやすことで入札参加できる業者さんの数はふえたので、競争性が高まったかとは思いますが、いま委員が言われますように、結果的に一緒だったらどうかと、分ける意味がないということではございませんけれども、今回につきましては分割しましたけれども、今後考えていきたいと思っております。

古本委員

いま最後に言われましたように、今まで物品の中では落除きがないとか、先ほど鯉川委員さんが言われたときに答弁されたと思いますが、それはそれとしてですね、今後の努力の中で、あなた方の考え方の中でですね、こういうのは金額がかなり高額でありますので、できれば落除きというのを物品の中でもつくるべきじゃないかと要望して、質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第58号 財産の取得(教育用情報機器等)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市文化会館(コスモスコモン)玄関ポーチ天井剥落について」の報告を求めます。

生涯学習課長

飯塚市文化会館(コスモスコモン)玄関ポーチ天井剥落についてご報告いたします。

5月2日、水曜日、午前8時頃、指定管理者より文化会館玄関ポーチの天井の一部が剥落しているとの報告があり、至急現場に行き確認したところ、ポーチ天井のボードが0.5平方メートル程度剥落しておりました。

剥落した時間につきましては、5月1日、火曜日の文化会館閉館後の午後10時以降から2日の午前7時30分頃に清掃委託業者が発見するまでの間であると思われれます。剥落した時間が会館の閉館時間であったことから、現時点において人的な被害等の報告はあっておりません。お手元にそのときの写真をお配りしております。事故の原因につきましては、玄関ポーチ屋根のドレン(水抜き)が詰まり、劣化した防水シートの間隙から天井に浸水し、石膏ボード張りの一部がその重みで落下したものと考えております。

なお、翌日から飯塚新人音楽コンクールの予選が開催されますことから、剥落箇所付近の応急工事を行い安全の確保を図りました。

また、文化会館では、平成24年度から3カ年で大規模な施設及び設備の改修工事を実施するように計画しております。本年度は外壁やガラスシーリングの改修工事を梅雨明けの7月以降に予定しており、今回の玄関ポーチの天井張り替え工事についても防水工事であることから、梅雨明けが適切であること、また、足場などの架設工事についても共通することから、外壁工事等と一体的に施工するように計画しております。工事開始が7月以降となることから、5月2日に実施した応急工事では不安が残るため、5月の12日から16日にかけて天井をネットで覆う剥落防止工事を実施し、利用者の安全を確保しております。そのときの写真が2枚目の写真でございます。

今後、このようなことがないように指定管理者と密な連携を取り、施設や設備の定期的な点検を実施し利用者の安全を図るとともに、安定した施設運営ができるように努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねいたします。これは本当に遅くまでやってありました、工事を。何があっていいのか、きょうコスモスコモンで何の工事がこない遅くまでされているのかと私は思いよりましたら、これということなんですが、これは結局、雨漏りですね、その原因というのは。直ったんですか。そこが直らないと、また同じことになろうと思うんですが、それはちゃんと直ったんでしょうか。

生涯学習課長

今回のこの剥落を受けまして、天井裏を全部確認したところ、雨水が抜け切れなくて一面たまっているという状況でございました。ほこりとか枯れ葉等が詰まっておりますので、今後についても非常に危険な状態ということで、現時点では剥落防止のネットをつけております。そして来月ぐらいからその土砂等を全部取り除き、天井を全部外して、そして完全に新しいものと取り替えるようにしております。

委員長

課長、間違えない回答をしてやらんと。あなたの今の説明と先ほど正副委員長に説明されたのと違うでしょう。雨どいが詰まって、それから天井裏に水が来たという説明をされたでしょう。そのとおり説明されてください。

生涯学習課長

申し訳ございません。天井につけている雨どいにほこりとかいろんな落ち葉等が詰まって水が通らなくなり、それがオーバーフローして天井裏に流れ込んだものでございます。天井裏も防水加工してありましたが隙間から石膏ボードのほうに浸みていって、長い年月かけてたまっていったというような状況になっておりました。

松本委員

そうしますと、その雨どいと言いますかね、その掃除というか、それが詰まらないようにすれば、ここには雨水は来ないということなんですかね。下にネットを張って、落ちてくるのを食い止めますというところなんでしょうけれども、原因がちゃんとわかって、その手当てができないと、いくらここだけ張り替えてみたりしても、また同じことが起きてくるわけですよ。コスモスコモンなんていうのはみんなが利用するところですから、そうすると誰の頭の上に落ちてもおかしくないような状況になりますので、その原因をちゃんと把握されてですね、やっていただかないといかんのじゃないかなということをお願いしておるんです。よろしいですか。

生涯学習課長

応急処置は終わっております。ごみを取り除いたり枯れ葉を取り除いたりして、現在は流れるようになっておりますので、ただ下の石膏ボードに水がたまって機能をなさない状況になっておりますので、今後は防水工事も含めて張り替え工事を行うように考えております。

鯉川委員

今の関連なんですけども、雨どいに枯れ葉等々がたまっていたということでしょう。今後は雨どいに枯れ葉等々がたまらないような方策というのは何か考えられているんですか。

生涯学習課長

雨どいの上に網を置いたりするんですけど、それも長年放置しておくとかほこりとか小さなごみがたまるといことで、定期的な点検が必要だというふうに言われておりますので、今後は定期的にごみがたまったら取り除くというような、定期的な点検と処置を行っていくように考えております。

鯉川委員

テレビか何かでやっていたんですが、円形のパイプみたいなもので、雨は入るけどもごみ等

は入らないようなやつを雨どいに入れて、雨水だけを通すような画期的なものがあってはいたんですけど、そういうものもいろいろと検討されて、雨水だけが入ってあとのアフター関係をしないでいいようなものをテレビで宣言してたんですよ。そういったものがあるかもしれませんので、いろんな角度で検討されて、一番いい方法をとっていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第31回飯塚新人音楽コンクールについて」の報告を求めます。

生涯学習課長

第31回飯塚新人音楽コンクールの結果についてご報告いたします。

本コンクールは今回で31回目を迎えることとなりました。ピアノ部門と声楽部門で開催され、予選が5月3日から5日までの3日間にわたり行われました。

本年度は、昨年度96名の応募に対し、ピアノ部門に42名、声楽部門に42名、合計84名の方々の応募がありましたが、ピアノ部門で4名、声楽部門で1名の参加辞退があり、予選の参加者は79名となりました。予選の結果はピアノ部門16名、声楽部門20名の方々が本選出場を果たされております。

今月6日、日曜日に行われました本選では予選通過者は存分にその実力を発揮され、すばらしい演奏が繰り広げられ、審査の結果、別紙資料に記載の方々が入賞されました。

なお、10月13日、土曜日、14時から第31回の新人音楽コンクールの招待演奏会が行われるようになっております。今回の1位をはじめ、入賞者の方々が素晴らしい演奏をされますので、ぜひご来場いただきますようにご案内申し上げます。

以上、簡単ではございますが、報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度全国高等学校総合体育大会飯塚市実行委員会の開催について」の報告を求めます。

生涯学習課長

平成25年度全国高等学校総合体育大会第1回飯塚市実行委員会の開催についてご報告いたします。

飯塚市において、この大会を成功させることを目的に、バレーボール競技の開催準備に関する業務を行なうために飯塚市実行委員会を設置し、5月23日に第1回実行委員会を開催したものでございます。

実行委員会の所管業務としまして、1つ目として大会の基本方針及び事業計画等の策定、2つ目としてバレーボール競技大会の開催準備に関すること、3つ目としてその他、大会開催に必要な事項に関することを主な業務として準備を進めていきます。

別紙資料の3ページをご参照ください。実行委員会は16名の委員で構成され、会長に飯塚市長、副会長に飯塚市教育委員会教育長及び福岡県高等学校体育連盟副会長が指名されております。また、行政や高体連、バレーボール関係者以外にも商工関係者や観光協会などからも委員に加わっていただいております。実行委員会においては関係団体などとも連携、協力し、飯塚市に来られる大会関係者や応援関係者などに飯塚市の魅力を発信できるとともに、最高のおもてなしで迎えらるように取り組んでいくように考えております。

資料としまして、平成25年度全国高等学校総合体育大会男子バレーボール競技大会及び高

校総体のプレ大会と位置付けております、平成24年度全九州選抜高等学校バレーボール大会の概要書を付けておりますのでご参照ください。

以上、簡単ではございますが、ご報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねします。これは人数的にはどれくらい、ここに書いてあるんですが、大体どれくらいになるんですか。

生涯学習課長

ここに書いておりますが、選手、監督で約700名、それから大会役員、スタッフが約1,000名、それから応援といいますが、観客数が過去3年の大会を見ますと5万人程度おられました、今回の飯塚市は男子だけですので、その半分で2万人から2万5千人の方がお見えになるというふうに考えております。

松本委員

普通の疑問なんですけど、体育館は大丈夫ですか。人数が多いんですね。大丈夫でないところではされないでしょうけれども、何か大丈夫なのかなという気がするんですが、どうなんでしょう。

生涯学習課長

はっきりと日にちは覚えてないんですけど、3月末に高等学校体育連盟の役員の方が会場施設にお見えになり、飯塚第一体育館並びに桂川の体育館、それから近畿大学の体育館、それから穂波の体育館、4会場を視察されました。その中で会場については問題なしということで、ただの飯塚市の第一体育館につきましては、メイン会場として準決勝、決勝を必ずここでやるというふうになっておりますが、このときについては必ずエアコンがついた体育館ではないとだめなので、いま第一体育館についてはエアコンが使えないような状況になっておりますので、仮設のエアコンを設置するように考えて、それについても大会本部のほうから了承を得ております。

松本委員

ぜひ大きな大会があるわけですから、皆さんも大変だろうとは思いますが、事故のないように頑張っていたきたいことをお願いしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配布いたしております資料によりご報告させていただきます。

今回報告をさせていただきますのは11件の工事でございます、小中学校の大規模改造等工事及び給食調理室建設工事でございます。

入札の執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、業者選考委員会におきまして、10件につきましては建築一式工事の等級、1件につきましては建築一式工事の等級又は等級に格付けされる要件等を決定いたしました。

11件のうち、まず、大規模改造等工事9件の結果でございますが、資料1ページをお願いいたします。飯塚東小学校大規模改造(その1)工事につきましては、16者による入札を執行い

たしました。その結果、落札額1億2338万7600円、落札率84.99%で「赤尾組」が落札しております。

次に、資料2ページをお願いします。片島小学校大規模改造(その1)工事につきましては、15者による入札を執行し、その結果、落札額1億853万2200円、落札率は同じく84.99%で「大建」が落札しております。

次に、資料3ページをお願いします。飯塚第二中学校大規模改造(その1)工事につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億651万9500円、同じく落札率84.99%で「西組」が落札しております。

次に、資料4ページをお願いします。飯塚東小学校大規模改造(その2)工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9496万6200円、落札率84.99%で「竹並建設」が落札しております。

次に、資料5ページをお願いします。飯塚第一中学校改修工事につきましては、10者による入札を執行いたしまして、落札額8066万3100円、落札率84.99%で「曽根組」が落札しております。

次に、資料6ページをお願いします。庄内小学校大規模改造(その3)工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7605万1500円、落札率84.99%で「大和興業」が落札しております。

次に、資料7ページをお願いします。椋本小学校大規模改造工事につきましては、8者による入札の結果、落札額7261万5900円、落札率84.99%で「泰建工業」が落札しております。

次に、資料8ページをお願いします。片島小学校大規模改造(その2)工事につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6539万1900円、落札率84.99%で「瑞建工務店」が落札しております。

以上8件の建築一式工事 等級による入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札がございまして、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料9ページをお願いします。庄内中学校大規模改造(その3)工事につきましては、建築一式工事の 等級又は 等級による変動型最低制限価格方式で入札を執行いたしました。その結果でございますが、9者による入札の結果、落札額7035万円、落札率97.05%で、「神崎建設」が落札しております。

それでは資料10ページをお願いします。次に、給食調理室建設工事2件の結果でございますが、立岩小学校給食調理室建設工事につきましては、7者による入札を執行し、落札額1億2190万2900円、落札率84.99%で「林組」が落札しております。

次に、資料11ページをお願いします。二瀬中学校給食調理室建設工事につきましては、6者による入札を執行いたしまして、落札額7719万2850円、落札率84.99%で「みぞえ住宅」が落札しております。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

ちょっと教えてください。今回これで見ると11件の発注が行われていますよね。いま疲弊しきった建築業界ですので、久々の大量発注ということで、ほんとに地元の業者の方は喜んでいないかなと思うんですよ。これも特例債さまさまかなというふうに考えますけどね。その中でこれを見ても11件中10件が84.99%と、つまり最低制限価格のくじ引きでほとんど全部が決まっているというふうな結果になっていると思うんですけど、この状態をあなた方はどういうふうに見ていますか。当たり前と見えていますか。

契約課長

結果につきましては、競争がなされたと言いますか、くじ引きによる応札、入札決定になりますので、今後この入札制度も含めましていろいろ考えていかななくてはならない問題があるのではないかなとは思っております。

岡部委員

民間の事業と違って、公共事業の性格とか役割というのがあると思うんですよね。当然、すそ野が広くて、ある意味、市税にまた戻ってくるというふうな適正な問題、性格、役割というのがあると思うんですけど、この点から見ると、この84.99%ですべてが推移していくということは、私はノーマルな状態ではないんじゃないかなという気がするんですけど、もう1回ちょっと答弁していただけますか。

契約課長

今回も11件の中で1件、変動型最低制限方式という形で最低制限価格を事前公表しないという方法しております。残りの10件につきましては84.99%という最低制限価格での落札になっておりますが、この変動型最低制限方式につきましては97.05%と、これまでの中で比較的高い落札率になっております。そういうことも含めまして、いま現在、変動型最低制限方式につきましては試行導入中でありますので、今後の入札制度も含めましていろいろ考えていきたいと思っております。

岡部委員

私も今あなたが言ったとおり、そういうふうな思いがあるんですよね。よく耳にするのが、84.99%最低制限価格でとった。とったはいいけど、適正な利潤が生まれないので、例えば下請けとか孫請けとか、下に行けば行くほど圧迫されていくと、結果的には公共事業として発注した性格、意味合いというものがはがれていくような状況の中にあるかと思うんですよ。

それともうひとつ教えていただきたいのは、今回の場合は特例債を活用して発注していくわけですよね。普通の公共入札の場合は、例えば84.99%としますと15%が執行残として残るわけですよね。また、執行残は執行残の使い方というか、活用の仕方があるかと思うんですけど、特例債を活用してやっていった場合に、例えば84.99%、要するに最低制限価格でおさまった場合は、例えば特例債の使用でいきますと翌年の交付金とか何とかで戻ってくるようになるんですが、こここのところの兼ね合いというのは、今までと変わらないんですかね。特例債を申請をして特例債をいただくということになって、その特例債を使って入札をするということになると、普通の場合ですと、例えば建設部なら建設部のほうで予算をきちっと確保して発注をすると、それでたまたまとりたいという業者がたくさん出てきて、最低制限価格に集中してくじ引きになったとしても、その執行残というのは当然予算の中に出てきますよね。それは本市のほうでプールしたものを他の活用とかができると思うんですけど、この特例債を使って執行していく部分で、その金額に満たない執行残というのは、いま私が言った当たり前どおりのお金の使い方、取り扱いと同じというふうに解釈していいんですか。

副市長

国の補助金で工事をやった場合に入札残で補助金に見合った工事をするとかいうことは過去にあります。この合併特例債というのは、残った分は、残った分というのは変な言い方ですけども、もちろん合併特例債をこの事業にいくら使うという計画は出します。余れば、元々合併したときにうちは総額480億円近く、今は370、80億円まで落ちてると思いますが、この使い道はその年に使わなければ翌年度にまたその分だけ残って、10年間なら10年間だけ使われるという仕組みですから、普通の補助金の場合と使い方が少し違うということで、使わなければその分だけはまた翌年に繰り越して持っておけるという代物です、総額として。もちろん合併特例債を使うために仕事をやっておりませんが、1度説明しましたけど各課から要求があるのは合併特例債をはるかにはみ出した要求がありますので、総額で

すよ。その優先順位を決めて、その事業の重要性とか緊急度とかいろんなことを決めて、どれに合併特例債を振り分けろうというその枠を、今度延長になりましたので、有効に、効率的に使わせていただきたいというふうに考えております。

岡部委員

私が疑問に思ったのは、これを使い残したときに、あとで追加工事とかが発生したときには使えなくなるのではなかろうかなというふうな心配があったので、そういう話をちょっと聞きたかったんです。

それと最後に1つだけ、今回の分は学校のいずれも改良工事とかそういった問題ですけど、金額も学校によってばらばらの状況ですけど、発注する順番とかいうのは、やっぱり何か格段の理由があるんですか。

教育施設課長

大規模改造工事の順番といたしますか、それにつきましては学校の老朽の度合いとか、そういったものを見ながら総合的に勘案して関係各課と協議して行っております。

岡部委員

わかるんですけど、一番最初の方ですと、やはりたくさんの方の業者の方が応札されてますよね。それでこれが落除きで外していったら、最後のほうになったら、一番最後の工事のみぞえさんがとったところなんかは、6者で1件とかいうふうな形になるわけですよね。だからどうしてもみんながくじ引きになってくると競争相手の多い分と少ない分というふうな形になってくると、一番最初の赤尾組さんがとられたときの数とみぞえさんがとれたときの数というのは落除きの関係から、要するに競争相手が半分以下に減っていくわけですよ。そのときに、これは誰だってそうだと思うんですけど、金額の高いほうから出るのか、低いほうから出るのかというふうな単純な疑問がわくわけです。たくさんいるときに高いほうから出るのなら、確立の問題でこれはこれで仕方がないと、当たれば儲けもんということになるかもわからんけど、これは少なくなってくるとどうなのかなと、そういうことは別に配慮されて出されているわけじゃないんですね。

契約課長

発注につきましては、その同日の案件でございましたら発注金額の高いものから順番に発注するようにしています。業種ごとの高いもので発注させていただいております。

岡部委員

失礼いたしました。勘違いしておりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。